

消費者庁に集約される主な消費者事故等の情報について

省庁名	分野	集約される情報		主な具体的事例	
		根拠及び内容	情報提供元		
文部科学省	学校給食	・通達「学校給食衛生管理基準の施行について」(平成21年4月1日付)に基づいて集約される情報		・学校給食における食中毒等	
	学校内事故	・社会的影響が大きい等、必要に応じて集約される情報 ・事務連絡「消費者事故等の通知について」(平成21年9月1日付)に基づいて集約される情報		・天窓落下事故 ・プール事故(教育施設に限る)等	
	国立大学病院内の医療事故	・国立大学病院から文部科学省に対して任意に報告される医療事故等に係る情報		・国立大学病院における医療事故等	
厚生労働省	食品	・食品衛生法第58条に基づいて都道府県知事が厚生労働大臣に報告すべき以下の情報 イ 食中毒患者等が50人以上発生し、又はその疑いがあるとき ロ 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき ハ 当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき ニ 当該中毒が別表第十七に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき ホ 当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき ヘ 当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき ト 当該中毒の発生の状況等からみて、法第五十四条 から第五十六条 までの規定による処分(以下「処分」という。)を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき ・上記のほか、都道府県等において食品衛生上の危害の発生を防止するため公表された食中毒事案		・各都道府県知事等	・中国製冷凍ギョウザ事案等
	医療(自由診療含む)	・特定機能病院等から地方厚生局に対して任意に報告される医療事故等に係る情報 ・国の医療機関における医療事故等に係る情報		・特定機能病院等及び国の医療機関	・医療事故等
		・通達「平成21年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」(平成21年4月9日付)に基づいて、厚生労働省に対して任意に報告される、社会的影響が大きい事案等に関する情報		・各都道府県知事等	・レーシック施術にかかる院内感染事案等
	医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品	・薬事法第77条の4の2に基づいて以下により集約・整理される情報 イ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の有効性及び安全性に関する事項で厚生労働省令で定めるもの ロ 医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき		・事業者	・電気マッサージ機による健康被害等
	家庭用品	・「家庭用品危害情報制度への協力方について」(昭和54年4月3日付)に基づいて集約される情報		・モニター病院、(財)日本中毒情報センター	・家庭用品等による吸入事故等
福祉	・社会的影響が大きい等、必要に応じて集約される情報			・福祉施設内での事故等	
農林水産省	食品	・通達「食品に由来する危害に関する情報の取扱について」(平成21年9月1日付)に基づいて集約される情報		・全国の地方農政局及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局農林水産部	・事故米事案 ・こんにゃく入りゼリーによる窒息事故等
経済産業省	消費生活用製品	・消費生活用製品安全法第35条に基づいて集約される以下の消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、製品事故のうち、当該危害の内容又は事故の態様に関し、以下に定める要件に該当する重大製品事故 イ 死亡 ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において主務省令で定める身体の障害が存するもの ハ 一酸化炭素による中毒 ニ 火災が発生したこと。		・事業者	・ガス瞬間湯沸かし器事故等
		・通達「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」(平成19年4月9日付)に基づいて集約される重大製品事故以外の軽微な事故やヒヤリ・ハット情報など		・事業者	・携帯型音楽プレーヤーから発煙等
国土交通省	建築物等	・通達「建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について」(平成20年4月16日付)に基づいて集約される情報		・特定行政庁	・シンドラー社製エレベータ事故等
	公園施設	・「都市公園における安全確保について」(平成21年4月1日付)に基づいて集約される情報		・各公園管理者	・遊具事故(都市公園に限る)等
	運輸	・道路運送車両法第63条の4に基づいて自動車製作者等から報告のあった事故情報等		・自動車製作者等	・自動車の構造・装置に起因する事故情報等
		・航空法第76条に基づいて集約される航空事故の情報		・機長	・航空機の墜落等
		・鉄道事業法第19条及び第19条の2等に基づいて事業者から報告される運転事故等		・鉄道事業者等	・列車の衝突等
		・船員法第19条に基づいて船長から報告される船舶事故等		・船長	・旅客船の沈没等
・自動車事故報告規則第3条及び第4条に基づいて事業者から報告される自動車事故等		・旅客自動車運送事業者等	・バス・タクシー等における事故等		
警察庁	全般	・事務連絡「消費者被害に係る事案認知時の的確な対応」(平成20年10月7日付)に基づいて集約される情報		・各都道府県警察	・施設管理に係る事故 ・食品への異物混入事案等
消防庁	全般	・消防庁・消費者庁連名通知「消費者事故等の通知について」(平成22年3月31日付)により集約される情報		・各消防本部等	・消防用設備等の不具合に起因する事故情報 ・石油給湯器に起因する火災事故等の製品に係る火災等

上記の集約される情報のうち、消費者事故等に該当するものについては、消費者安全法に基づいて消費者庁に通知
消費者事故等への該当性が必ずしも明確でない場合についても、事故防止対策を要すると考えられた事案等については、幅広く情報共有を推進